平成２８年（フ）第３号
熊本県球磨郡水上村大字岩野3144番地１
債務者　大山田　猛
１　決定年月日時　平成28年４月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
５　免責審尋期日　平成28年６月３日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２８年（フ）第２５４号
東京都国立市青柳１丁目33番地の11青葉荘２－６
債務者　植村　正和
１　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
５　免責審尋期日　平成28年６月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８８号
静岡市葵区新富町１丁目23番地の７　ヴィレッジ新富202、旧住所静岡市葵区新富町４丁目12番地の10
債務者　吉田　憲幸
１　決定年月日時　平成28年４月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
５　免責審尋期日　平成28年６月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３２号
静岡県焼津市東小川３丁目３番９号　レオパレスアストレアⅡ103号、旧住所静岡県焼津市小川新町５丁目９番５号
債務者　鷲野　伸行
１　決定年月日時　平成28年４月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
５　免責審尋期日　平成28年６月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２３６３号
千葉県袖ケ浦市久保田19番地１　コーポセドル長浦201号、申立時の住所横浜市鶴見区生麦４丁目12番22号
債務者　向井　英子（旧姓菊池）
１　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
５　免責審尋期日　平成28年６月８日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３１４号
横浜市泉区緑園３丁目41番地８　パストラル緑園弐番館102号
債務者　磯野文海賀
１　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
５　免責審尋期日　平成28年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４９３号
横浜市都筑区大丸８番12号　シャルム富士見ケ丘102
債務者　樋口真由美
１　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
５　免責審尋期日　平成28年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４９４号
横浜市都筑区大丸８番12号　シャルム富士見ケ丘102
債務者　樋口　悦子
１　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
５　免責審尋期日　平成28年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０９号
静岡市駿河区中島3083番地の１　中島グリーンハイツ東棟202号
債務者　佐藤　幸男
１　決定年月日時　平成28年４月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
５　免責審尋期日　平成28年６月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９１号
東京都小金井市貫井南町４－14－８サンハイツ貫井南218号、住民票上の住所東京都羽村市双葉町１丁目１番２号
債務者　座間味祐介
１　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
５　免責審尋期日　平成28年６月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１３９３号
東京都世田谷区代田１丁目７－12―302
債務者　小笠原洋介
１　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
５　免責審尋期日　平成28年６月９日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３９４号
東京都世田谷区代田１丁目７－12―302
債務者　小笠原美穂（旧姓新堂）
１　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
５　免責審尋期日　平成28年６月９日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３号
沖縄県中頭郡読谷村字大湾731番地　ＨＮＯ．Ｃ－181
債務者　桑江　賢太
１　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
５　免責審尋期日　平成28年６月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第７９号
静岡市駿河区有明町10番２号　市営有東団地７棟９号
債務者　長谷川ひさ子
１　決定年月日時　平成28年４月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
５　免責審尋期日　平成28年６月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４７６号
横浜市金沢区能見台東11番６－906号
債務者　紫関　直惠
１　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
５　免責審尋期日　平成28年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部